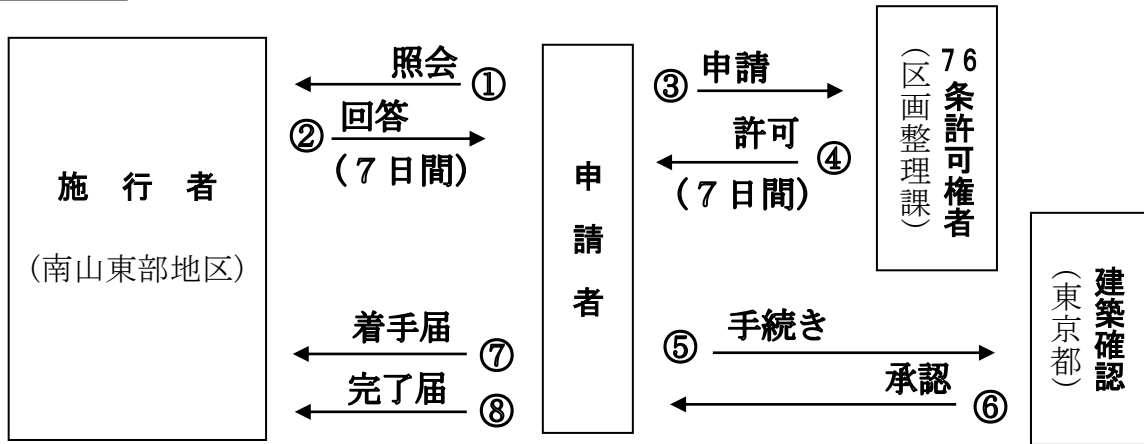


土地区画整理法第76条に伴う許可申請について（稲城市内組合施行用）

【フロー図】 ※()内は標準処理期間を表しています。



【提出部数】

- 施行者への意見照会(フロー図①) 2部(正1部、副1部)
- 土地区画整理法第76条許可権者への許可申請(フロー図③) 2部(正1部、副1部)

【提出書類一覧】

<建築確認を要する建築物>

フロー図①の照会及び③の申請にあたり必要となる図書については、下表のとおりです。

なお、No. 5以降の図書については、確認申請図書を流用することを基本としています。

No.	図 書	①照会	③申請
1	許可申請書	×	○
	意見書発行依頼書	○	×
2	委任状(土地区画整理法第76条の手続きに関する内容)	○	○
3	施行者の意見書(組合発行の書類)	×	○
4	仮換地証明又は保留地証明の写し、もしくは両方	○	○
5	建築確認申請書(第二面～第五面)	○	○
6	案内図	○	○
7	配置図〔縮尺1/500以上〕	○	○
8	各階平面図〔縮尺1/200以上〕	○	○
9	立面図(2面以上)〔縮尺1/200以上〕	○	○
10	断面図(2面以上)〔縮尺1/200以上〕	○	○
11	敷地及び建築物の面積の根拠を示す資料	○	○

<建築確認を要する工作物>

フロー図①の照会及び③の申請にあたり必要となる提出書類については、下表のとおりです。なお、No. 5以降の図書については、管形、管材料、土被り、位置など何の移設、新設かわかる書類とします。

No.	図 書	①照会	③申請
1	許可申請書	×	○
	意見書発行依頼書	○	×
2	委任状(土地区画整理法第76条の手続きに関する内容)	○	○
3	施行者の意見書(組合発行の書類)	×	○
4	仮換地証明又は保留地証明の写し、もしくは両方	○	○
5	案内図	○	○
6	平面図	○	○
7	断面図	○	○
8	その他構造図など	○	○

【許可を要しない対象行為】

建築確認を要しない建築行為等の中で、次に掲げる行為のうち事業の施行の障害となる恐れがないと認められる行為については、手続きを省略します。また当該事業の行為、施行者の要請で行う工作物の移設は、本手続きの対象行為ではありません。

なお、下記以外の行為等については、その内容により判断しますので、その際にはまず施行者(各組合)との事前相談を行ってください。

- (1) 建築物、指定工作物の建築確認を要しない修繕、模様替え
- (2) 建築工事に伴うガス、電気、電話、水道、下水道の引き込み管線類の設置
- (3) 道路内構造物で、事業計画に定められた道路の将来管理者と協議済みの行為
- (4) 当該事業以外の都市計画事業の行為で施行協定を締結するなど、土地区画整理法第76条に代わる手続きを行う場合(建築確認を伴わない場合に限る)

【各組合連絡先】

名称：南山東部土地区画整理組合
住所：稲城市百村1462番地の1
電話：042-378-5773
理事長：森 俊勇

『フロー図③及び④に関する問い合わせ』

稲城市役所 都市環境整備部 区画整理課 事業管理係 042-378-2111 内線 342、343